

維持管理業務契約約款改定 新旧対照表

※下線を付した部分が改定部分

>

改定後	改定前
<p>( 秘密の保持 )</p> <p>第 5 条 <u>注文者及び受注者</u>は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持しなければならない。</p> <p>2 ( 変更なし )</p>	<p>( 秘密の保持 )</p> <p>第 5 条 受注者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持しなければならない。</p> <p>2 本契約に関する秘密情報とは、書類 ( 電子媒体によるものを含む。 ) 又は口頭若しくは視覚により開示又は提供される情報等の一切が含まれる。ただし、以下の情報は、秘密情報から除かれる。なお、口頭又は視覚により開示された場合は、開示後書面にて開示の有無及び内容を確認したものに限り、秘密情報として取扱う。</p> <p>(1) 開示のときにおいて公知であり、又は自己の責によることなく、若しくは本契約約款及び個別契約の定め<del>に</del>反することなくその後公知となった情報。</p> <p>(2) 開示されたとき、自己が既に知得していたことを証明できる情報。</p> <p>(3) 開示後、守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手し又は入手する情報。</p> <p>(4) 秘密情報を使用することなく独自に創出したものであることを証明できる情報。</p>

3 (変更なし)

- 4 注文者及び受注者は、事前の書面による相手方の承諾を得た場合又は法令等に基づく場合を除き、秘密情報をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはならない。
- 5 注文者及び受注者は、本業務を実施するために必要な注文者及び受注者の事業所又は注文者及び受注者の指定する事業所の中においてのみ、本業務を実施するために必要な範囲で秘密情報の取扱いを実施し、自己の従業員に対し、本業務を通じて知り得た秘密情報の持ち出し、漏洩又は盗用を行わせないために必要な指導・措置を行わなければならない。
- 6 注文者及び受注者は、本契約約款及び個別契約の目的の範囲内で秘密情報を使用するものとし、それ以外の目的で秘密情報の加工、利用、改ざん等を行ってはならない。
- 7 注文者及び受注者は、安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等、本契約約款及び個別契約の目的の範囲内のものを除き、秘密情報の複写又は複製を行ってはならない。
- 8 注文者及び受注者は、本契約が期間満了又は解除により終了した場合若しくは相手方から秘密情報の返還を求められた場合には、当該秘密情報の使用を直ちに中止し、受領した秘

(5) 秘密保持義務を課することなく第三者に開示した情報。

- 3 前項の規定にかかわらず、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）における「個人データ」に該当する情報については、秘密情報に該当するものとする。
- 4 受注者は、事前の書面による注文者の承諾を得た場合又は法令等に基づく場合を除き、秘密情報をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはならない。
- 5 受注者は、本業務を実施するために必要な注文者及び受注者の事業所又は注文者及び受注者の指定する事業所の中においてのみ、本業務を実施するために必要な範囲で秘密情報の取扱いを実施し、自己の従業員に対し、本業務を通じて知り得た秘密情報の持ち出し、漏洩又は盗用を行わせないために必要な指導・措置を行わなければならない。
- 6 受注者は、本契約約款及び個別契約の目的の範囲内で秘密情報を使用するものとし、それ以外の目的で秘密情報の加工、利用、改ざん等を行ってはならない。
- 7 受注者は、安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等、本契約約款及び個別契約の目的の範囲内のものを除き、秘密情報の複写又は複製を行ってはならない。
- 8 受注者は、本契約が期間満了又は解除により終了した場合若しくは注文者から秘密情報の返還を求められた場合には、当該秘密情報の使用を直ちに中止し、受領した秘密情報（前

密情報（前項に基づき複写又は複製したものを含む。）を速やかに相手方に返還しなければならない。ただし、返還に代えて廃棄処分することを相手方が指示した場合には、再利用を防ぐため厳重なる注意をもって廃棄するものとし、相手方に処分結果を報告するものとする。

9 注文者及び受注者は、本業務を実施するにあたり、情報管理責任者の設置、本業務の遂行に従事する者の限定、情報管理の徹底等、秘密情報の安全管理措置を実施しなければならない。なお、従業員の異動等の際は、速やかに管理情報を変更し、派遣社員等、自己の社員就業規則によらない者については、本業務に関する守秘義務を文書にて確認するものとする。

10 注文者及び受注者は、相手方から受領した秘密情報を厳重に管理するとともに、秘密情報の管理の徹底を図るため、社員就業規則の整備、社内監査等の必要な措置を講じなければならない。

11 注文者及び受注者は、相手方に対し秘密情報が適切に取扱われているか監督するために、事前に相手方の承諾を得て必要に応じて調査することができる。

12 注文者及び受注者は、本業務を実施するにあたり、秘密情報が外部へ漏洩したこと、又は漏洩した可能性を認知した場合は、速やかに相手方に対し状況を報告しなければならない。

項に基づき複写又は複製したものを含む。）を速やかに注文者に返還しなければならない。ただし、返還に代えて廃棄処分することを注文者が指示した場合には、再利用を防ぐため厳重なる注意をもって廃棄するものとし、注文者に処分結果を報告するものとする。

9 受注者は、本業務を実施するにあたり、情報管理責任者の設置、本業務の遂行に従事する者の限定、情報管理の徹底等、秘密情報の安全管理措置を実施しなければならない。なお、従業員の異動等の際は、速やかに管理情報を変更し、派遣社員等、自己の社員就業規則によらない者については、本業務に関する守秘義務を文書にて確認するものとする。

10 受注者は、注文者から受領した秘密情報を厳重に管理するとともに、秘密情報の管理の徹底を図るため、社員就業規則の整備、社内監査等の必要な措置を講じなければならない。

11 注文者は、受注者に対し秘密情報が適切に取扱われているか監督するために、事前に受注者の承諾を得て必要に応じて調査することができる。

12 受注者は、本業務を実施するにあたり、秘密情報が外部へ漏洩したこと、又は漏洩した可能性を認知した場合は、速やかに注文者に対し状況を報告しなければならない。

い。

1 3 注文者及び受注者は、自己又は委託先若しくはその被用者（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。）の故意又は過失により、秘密情報の管理を怠ったことにより相手方又は第三者に生じた損害について、賠償の責を負う。

1 4 （変更なし）

1 5 （変更なし）

（権利義務の譲渡禁止）

第 1 1 条 注文者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 受注者は、注文者の書面による承諾を得なければ、本業務の完成に必要な資材や材料等を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

（一括委任及び一括下請負の禁止等）

第 1 2 条 受注者は、本業務の全部又はその主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あら

1 3 受注者は、自己又は受注者の下請負人若しくはその被用者（請負が数次にわたるときは、その全てを含む。）の故意又は過失により、秘密情報の管理を怠ったことにより注文者又は第三者に生じた損害については、賠償の責を負う。

1 4 受注者は、注文者が定める「情報取扱い要領」を遵守し、これに基づく対策に取り組むものとする。

1 5 本条の秘密保持義務は、本契約終了後もなお有効に継続するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第 1 1 条 受注者は、注文者の書面による承諾を得なければ、本契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 受注者は、注文者の書面による承諾を得なければ、本業務の完成に必要な資材や工事材料等を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

（一括委任及び一括下請負の禁止等）

第 1 2 条 受注者は、本業務の全部又はその主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あら

かじめ注文者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の注文者の書面による承諾にあたって、受注者は、秘密情報の保持について必要なセキュリティ体制を有する委託先を選定し、あらかじめ注文者に対し、委託先、委託期間、委託業務の内容、委託先に提供する秘密情報、委託先での秘密情報に関する管理措置等について文書をもって報告し、注文者の承諾を得なければならない。

3 (変更なし)

4 (変更なし)

5 本条の規定は、委託先が再委託(その後の再委託も同様とする。)した場合についても準用する。

(関係事項の通知)

第13条 受注者は、前条第1項ただし書の規定により、注文者の書面による承諾を得た場合は、注文者に対し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知するものとする。

① 受注者の委託先の氏名及び住所(法人であるときは名称及び業務を担当する営業所の所在地)

② 本業務上、法律で置くことを義務づけられた有資格者等の

かじめ発注者及び注文者(以下、総称して「委託者」という。)の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の注文者の書面による承諾にあたって、受注者は、秘密情報の保持について必要なセキュリティ体制を有する委託先を選定し、あらかじめ委託者に対し、委託先、委託期間、委託業務の内容、委託先に提供する秘密情報、委託先での秘密情報に関する管理措置等について文書をもって報告し、委託者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、第5条に規定する受注者の義務を委託先にも課し、当該委託先への管理及び監督を行うものとする。

4 受注者は、注文者に対し、委託先のすべての行為及び結果についての責を負う。

5 本条の規定は、受注者の委託先が再委託(その後の再委託も同様とする。)した場合についても準用する。

(受注者の下請負人の関係事項の通知)

第13条 受注者は、前条第1項ただし書の規定により、委託者の書面による承諾を得た場合は、注文者に対し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知するものとする。

① 受注者の下請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び業務を担当する営業所の所在地)

② 本業務上、法律で置くことを義務づけられた有資格者等の

氏名

- ③ 業務の種類及び内容
- ④ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況
- ⑤ 受注者の委託先が業務現場において使用する一日あたりの平均作業員数
- ⑥ 受注者の委託先が業務現場において使用する作業員に対する賃金の支払方法
- ⑦ その他注文者が業務の適正な履行を確保するため必要と認めて指示する事項

2 (変更なし)

(請負代金の支払)

第26条 請負代金は、第23条及び第24条所定の業務完了日又は引渡完了日が月初から10日の場合は翌月15日(当該日が金融機関営業日でない場合は直前の金融機関営業日)に、11日以降月末の場合には翌月28日(当該日が金融機関営業日でない場合は直前の金融機関営業日)に支払う。ただし、受注者が下請代金支払遅延等防止法上の下請事業者の場合、支払期日は給付受領日(個々の役務が連続する場合で例外的な支払期日の起算日を適用する場合は、月単位の最終給

氏名

- ③ 業務の種類及び内容
- ④ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況
- ⑤ 受注者の下請負人が業務現場において使用する一日あたりの平均作業員数
- ⑥ 受注者の下請負人が業務現場において使用する作業員に対する賃金の支払方法
- ⑦ その他注文者が業務の適正な履行を確保するため必要と認めて指示する事項

2 受注者は、注文者に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知しなければならない。

(請負代金の支払)

第26条 請負代金は、第23条及び第24条所定の業務完了日又は引渡完了日が月初から10日の場合は翌月15日(当該日が金融機関営業日でない場合は直前の金融機関営業日)に、11日以降月末の場合には翌月28日(当該日が金融機関営業日でない場合は直前の金融機関営業日)に支払う。

付受領日) から起算して60日目とする。

- 2 請負代金は、受注者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、これを支払うものとする。なお、振込手数料は注文者の負担とする。

( 請負代金との相殺及び遅延利息 )

第29条 注文者は、受注者に対する金銭債権があるときには、受注者に支払う請負代金と相殺することができる。この場合において、相殺後、注文者の受注者に対する残余の金銭債権があるときは、受注者は、その残額を、注文者からの請求により支払わなければならない。

- 2 ( 変更なし )

( 一般的損害 )

第34条 本業務の業務完了日又は引渡完了日前に本業務の役務提

- 2 振込手数料は前項により受注者が指定する金融機関へ振り込む場合は、一部の金融機関を除き、振込手数料その他支払に要する費用は受注者の負担とする。ただし、支払う請負代金が30,000円(税込)に満たない場合には、振込手数料は注文者の負担とする。

( 請負代金との相殺及び遅延利息 )

第29条 注文者は、受注者に対する金銭債権および第26条所定の振込手数料があるときには、受注者に支払う請負代金と相殺することができる。この場合において、相殺後、注文者の受注者に対する残余の金銭債権があるときは、受注者は、その残額を、注文者からの請求により支払わなければならない。

- 2 受注者が注文者に対する金銭債務の支払を怠ったときは、注文者は、受注者に対し、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、支払遅延額に対し年14.6%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。この場合、前条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

( 一般的損害 )

第34条 本業務の業務完了日又は引渡完了日前に本業務の役務提

供部分、成果物又は本業務の完成に必要な資材や材料等について生じた損害は、第36条所定の場合を除き受注者の負担とする。ただし、当該損害のうち注文者の責に帰すべき事由により生じたものについては、注文者がこれを負担する。

( 契約不適合責任 )

第37条 注文者は、本業務の品質に関して契約不適合があるときは、受注者に対し、目的物の修補又は保守点検等の再実施による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、注文者は履行の追完を請求することができない。

2 ( 変更なし )

供部分、成果物又は工事・保守等に使用する材料について生じた損害は、第36条所定の場合を除き受注者の負担とする。ただし、当該損害のうち注文者の責に帰すべき事由により生じたものについては、注文者がこれを負担する。

( 契約不適合責任 )

第37条 注文者は、本業務の品質に関して契約不適合があるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、注文者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、注文者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、注文者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達する

3 (変更なし)

(契約不適合責任期間)

第38条 注文者は、第23条及び第24条所定の業務完了日又は引渡完了日から1年以内に通知又は請求を行わなければ、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、契約の不適合が受注者の故意又は重大な過失によって生じた場合については、当該請求できる期間は2年間とする。

2 (変更なし)

(受注者の催告によらない解除権)

第43条 受注者は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、

ことができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、注文者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項又は第2項の規定は、契約不適合が注文者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第38条 注文者は、本業務の完了通知を受けた日から1年以内に通知又は請求を行わなければ、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、契約の不適合が受注者の故意又は重大な過失によって生じた場合については、当該請求できる期間は2年間とする。

2 契約不適合の責任期間を前項で定める期間より長期の期間とするときは、個別契約に特記する。

(受注者の催告によらない解除権)

第43条 受注者は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、

直ちに本契約を解除することができる。

(1) (変更なし)

(2) (変更なし)

(3) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は会社更生手続、民事再生手続若しくは破産その他倒産手続(債権手続を含む)の開始申立がなされたとき、又は自ら同倒産手続の開始申立をしたとき。

(4) 自ら振出し、若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りになったときその他支払停止状態に至ったとき。

(5) 監督官公庁から営業停止又は免許若しくは登録の取消の処分を受けたとき。

(サステナビリティの推進)

第54条 注文者は、本契約の遂行にあたり、NTTグループサプライチェーンサステナビリティ推進ガイドライン(以下、「本

直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第32条第1項の規定により業務内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第32条第1項の規定による業務の中止期間が契約期間の2分の1(契約期間の2分の1が6カ月を越えるときは6カ月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後、契約期間の4分の1(契約期間の4分の1が3カ月を越えるときは3カ月)を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3)~(5) (追加)

(新設)

ガイドライン」という。)を遵守するよう要請している。

※本ガイドラインについては、NTT ニュースリリース参照  
[https://group.ntt.jp/newsrelease/  
2022/02/16/220216a.html](https://group.ntt.jp/newsrelease/2022/02/16/220216a.html)

2 受注者は、本契約の遂行にあたり、本ガイドラインに定める事項の遵守に努め、持続可能な社会の実現に向けて協力するものとする。

3 注文者は、受注者の本ガイドラインの遵守状況について、重大な問題が発生したと判断した場合には、実態等を確認するために必要な範囲で、関係資料の提出を求め、本契約の遂行にかかる事業所等においてその実態を調査することができるものとする。

( 補則 )

第55条 ( 変更なし )

附則

2023年7月1日制定・実施

2023年10月1日改定・適用

( 補則 )

第54条 本契約約款に定めのない事項について疑義を生じた事項については、関係法令及び商慣習によるほか、注文者と受注者との協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決する。